

○おおい町企業振興条例施行規則

平成18年3月3日

規則第91号

改正 平成20年12月1日規則第15号

平成31年3月19日規則第2号

令和5年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、おおい町企業振興条例(平成18年おおい町条例第151号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(助成金の種類及び適用基準)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 企業立地助成金
- (2) 借地助成金
- (3) 雇用奨励助成金
- (4) 建設資金等利子補給金

2 前項に規定する助成金の適用基準は、別表第1のとおりとする。

3 指定事業者は、会社法(平成17年法律第86号)に定める会社をいう。

(指定の申請)

第4条 条例第4条に規定する指定の申請は、工場又は店舗(以下「工場等」という。)の事業開始の日の6箇月前までに指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める場合の指定申請の提出期限は、この限りでない。

(指定の通知)

第5条 町長は、条例第5条の規定により指定を行ったときは、その指定の内容及び条件を指定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 指定事業者は、指定申請書及びその添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに指定内容変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、相当と認めるときは、指定内容変更承認書(様式第4号)により指定事業者に通知するものとする。

(事業開始届)

第8条 指定事業者は、事業開始の日から15日以内に事業開始届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第9条 助成金の交付を申請しようとする指定事業者は、別表第2に定める書類を添えて、同表に定める期間内に助成金交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、相当と認めるときは、助成金交付決定通知書(様式第7号)により指定事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の交付決定を受けた指定事業者は、通知書を受理した日から30日以内に助成金交付請求書(様式第8号)により、町長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項に規定する助成金交付請求書を受理したときは、指定事業者に助成金を交付するものとする。

第12条 削除

(指定の取消し等)

第13条 条例第6条第1項に規定する指定の取消しができる期間は、事業を開始した日から5年間とする。

2 指定事業者は、当該工場等の事業を開始後10年以内に、当該事業を休止し、又は廃止したときは、休止期間又は廃止の日及びその事由を該当事実が生じた日から10日以内に、事業休止（廃止）届（様式第9号）により町長に届け出なければならない。

（事業等報告）

第14条 条例第7条の規定に基づき指定事業者は、当該工場等の事業を開始した日の属する年から5年間、各年の事業等の状況を当該決算終了の日から2月以内に、事業状況報告書（様式第10号）により町長に報告するものとする。

（指定の承継）

第15条 条例第8条に規定する指定の承継承認申請は、事業承継後速やかに指定承継承認申請書（様式第11号）により行うものとする。

（指定承継の承認）

第16条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、指定承継承認書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月3日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大飯町企業振興条例施行規則（平成6年大飯町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月1日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前のおおい町企業振興条例施行規則第5条の規定により指定の通知をしたものに係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月19日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前のおおい町企業振興条例施行規則第5条の規定により指定の通知をしたものに係る助成金については、なお従前の例による。ただし、おおい町企業振興条例施行規則第3条第1項第2号に定める借地助成金に係る措置及び同規則第9条の規定による申請期間については、この限りではない。

別表第1（第3条関係）

（1）企業立地助成金

対象業種	整備区分	交付要件			助成対象経費	補助率	交付限度額
		投下固定資産総額	新規雇用者及びUIターン者(※1)	立地地域条件等			
製造業	新設増設	3億円以上	15人以上	—	用地・建物取得経費、用地造成経費、建物建設費、機械設備等設置費及び緑化費	25%以内(※2)	3億円
		1億2千万円以上	10人以上	—			1億円
		3千万円以上	5人以上	敷地面積1,000㎡以上又は建築面積300㎡以上			3千万円
	移設	1千万円以上	3人以上	—			
先端的農商工連携施設	新設増設	1億2千万円以上	10人以上	遊休地等			1億円
				—			5千万円
		3千万円以上	5人以上	敷地面積1,0			3千万円

				00 m <sup>2</sup> 以上又 は建築 面積3 00 m <sup>2</sup> 以上		
卸売・ 小売 業、サ ービス 業等	新設 増設	3億円 以上	15人以 上	町長が 特に認 めた地 域		3億円
		1億2 千万円 以上	10人以 上			1億円
		3千万 円以上	5人以上			3千万円
町施策 連携事 業	新設 増設 移設	町長が別に定める要件				予算で定 める額

※1 新規雇用者及びUIターン者のいずれにも該当する者がいる場合、交付要件としては1人で数える。

※2 交付要件の対象とした新規雇用者及びUIターン者のうち、1/3以上が若年正社員である場合、補助率を10%加算する。

## (2) 借地助成金

交付要件	助成対象経費	補助率	交付限度額
企業立地助成金の交付要件に該当する企業で、敷地面積3,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積1,000 m <sup>2</sup> 以上の企業	工場等を建設し、及び操業するための用地の賃借料(5年間)	50%以 内	2千万円

(3) 雇用奨励助成金

交付要件	助成対象者等	補助率等	交付限度額
企業立地助成金の交付要件に該当する企業	(ア) 本町に住民登録をしている新規雇用者 (※1)	20万円/人	3千万円
	(イ) UIターン者又は新規学卒者 (※1)	30万円/人	
	(ウ) 若年正社員 (※2)	30万円/人	
	(エ) 継続雇用加算 (※3)	最大 30万円/人	

※1 (ア) 及び (イ) は、(ア) 又は (イ) のいずれか一方のみで対象となるものとする。

※2 (ウ) は、(ア) 又は (イ) の対象に補助率等を上乘せするものとする。

※3 (エ) は、(ア) 又は (イ) の対象とした雇用が、1年継続した場合は、10万円/人を追加交付し、2年継続した場合及び3年継続した場合においても、それぞれ同額を追加交付するものとする。

(4) 建設資金等利子補給金

交付要件	助成対象経費	補助率	交付限度額
企業立地助成金の交付要件に該当する企業	企業立地助成金の助成対象経費に充てるための借入金利子 (5年間)	50%以内	3千万円

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 本町に工場等を有しない者が本町に工場等を建設（取得を含む。以下同じ。）する場合又は本町に工場等を有する者が当該工場等と異なる業種の工場等を建設する場合をいう。
- (2) 増設 本町に工場等を有する者が、事業を拡大する目的で当該工場等と同一業種の工場等を建設する場合をいう。
- (3) 移設 本町に工場等を有する者が、当該工場等を廃止し、本町内の別の場所に当該工場等と同一の工場等を建設する場合をいう。
- (4) 投下固定資産総額 工場等の建設に伴い、新たに地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に掲げる固定資産を取得（中古資産の取得を含む。）するために要した費用の総額をいう。ただし、土地については事業開始の日以前3年以内に取得した土地をいい、償却資産については所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産（耐用年数1年未満のもの及び取得価額10万円未満のものを除く。）をいう。
- (5) 新規雇用者 建設した工場等の事業開始に伴い、指定事業者となった日から事業開始後6月以内の間に雇用（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として同法第7条の規定による届出がされている者（以下「雇用保険適用者」という。）に限る。）され、かつ、当該採用された日から6月以上継続して雇用されている者をいう。
- (6) 敷地面積 工場等の用に供される土地の全面積をいう。
- (7) 建築面積 工場等敷地内における建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる工作物をいう。）の建築面積の合計をいう。
- (8) 賃借料 工場等の建設及び操業のため、賃貸借契約により賃借する用地の賃借料をいう。ただし、用地に係る敷金、礼金その他これに類する費用は除く。



- (9) 遊休地等 本町における遊休農地、耕作放棄地、荒廃農地をいう。
- (10) 町施策連携事業 本町の施策、プロジェクト等と連携・協力して地域経済の活性化に努めるもので、町長が特に認めるものをいう。
- (11) UIターン者 指定事業者となった日の前日に福井県外に居住していた者又は住民票を有していた者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 新規雇用者のうち、本町に住民登録をしているもの
- イ 当該工場等の事業開始に伴い、福井県外の既設工場等から転属した者（雇用保険適用者に限る。）のうち、本町に住民登録をし、かつ、当該転属した日から6月以上継続して雇用されているもの
- (12) 若年正社員 新規雇用者のうち、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 当該採用された日現在で、満15歳から34歳までの者
- イ 直接雇用関係のある雇用期間の定めのない労働者のうち、正社員又は正職員等であるもの
- (13) 新規学卒者 新規雇用者のうち、本町に住民登録をし、かつ、新規学卒者採用枠で採用されたもの（在学中を除く。）をいう。

別表第 2 (第 9 条関係)

助成金の名称	添付書類	交付申請期間
企業立地助成金	(1) 土地及び建物に係る 契約書及び領収書の写し (2) 土地及び建物の登記 簿謄本 (3) 償却資産明細書 (4) 雇用の状況を確認で きる書類 (5) 納税証明書	事業開始後 1 年以内 ※上記によりがたい場合 は、町長が別に定める 期日
借地助成金	(1) 用地の賃貸借契約書 (2) 雇用の状況を確認で きる書類	(1) 初回申請 事業開始後 1 年以内 ※上記によりがたい場合
雇用奨励助成金	(1) 雇用の状況を確認で きる書類 (2) 助成対象従業員の住 民票の写し (3) 納税証明書	は、町長が別に定める 期日 (2) 2 回目以降の申請 町長が別に定める期 間内
建設資金等利子補給金	(1) 融資(借入)申込書 及びその添付書類 (2) 償還年次表の写し	